

熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託 仕様書

1 業務名

熊本県営野球場誘致等包括支援業務委託

2 業務目的

熊本県は、「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」から出された提言書を踏まえ、令和7年9月に現在の藤崎台県営野球場を「移転再整備」する方針を表明している。

本町では、県営野球場の誘致が地域振興等に大きく寄与することから、これまで熊本県に対し、「県総合運動公園周辺」と「駅を中心とした市街地整備周辺」の2箇所を、町の強みとして提案してきた。

令和8年度には、熊本県による県営野球場の移転再整備先の公募が予定されていることから、これまでの提案の更なる魅力向上を図り、県の公募について的確に対応するとともに、移転再整備先選定後の円滑な事業展開に向けた環境整備及び事業推進についても併せて検討することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 県営野球場の移転再整備先の公募に対する提案に関する包括的支援

熊本県による移転再整備先の公募に対し、本町が提出する提案資料の内容検討や作成、その根拠となる各種調査等について包括的な支援を行う。

(2) 円滑な事業展開に向けた環境整備及び事業推進に関する包括的支援

移転再整備先選定後の円滑な事業展開を見据えて、実効性の高い事業要件及び事業スキーム（熊本県と本町との官官連携や、民間事業者との官民連携等）について調整・構築するとともに、これらを踏まえた事業推進に向けて必要となる対応（野球場の整備・運営に関して実績がある民間事業者の選定等）についても包括的な支援を行う。

ただし、本業務については、県営野球場の移転再整備先として本町が選定されなかった場合は、実施しないものとする。

5 成果品

(1) 事業実施報告書

① 県営野球場の移転再整備先の公募に対する提案に関する包括的支援に係る実施報告書及びその他作成資料一式

② 選定後の円滑な事業展開に向けた環境整備及び事業推進に関する包括的支援に係る実施報告書及びその他作成資料一式

(2) 上記の電子データ一式

6 その他

(1) 業務管理

- ① 受託者は、本業務を円滑に進めるため、十分な知識と経験を有する者を配置すること。
- ② 受託者は、業務の遂行に当たり、本業務に係る関係法令を順守しなければならない。

(2) 秘密保持

受託者は、本業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

受託者は、業務中に生じた事故並びに町及び第三者に与えた損害に対して責任を負い、町の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。

(4) 資料の借用

受託者は、本業務に必要な資料で、町が所有している提供可能な資料について借用を申し入れることができる。借用に当たっては借用書を提出し、借用期間中は適正に管理するとともに、業務終了後速やかに返却しなければならない。

(5) 成果品等の帰属

本業務で作成された成果品及び成果品に係る権利は、町に帰属するものとする。受託者は、町の許可なく他に公表、貸与及び使用してはならない。

(6) 疑義の解決

本仕様書に記載された内容に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたときは、受託者は町と協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

(7) 業務完了報告及び完了検査

受託者は、業務を完了したときは、町に対し業務完了報告書を提出しなければならない。町は、業務完了報告書を受領したときは、完了検査を行い、検査に合格したときは、受託者に対し検査合格の通知を行う。

(8) その他

- ① 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果物に不良箇所が発見されたときは、受託者は速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- ② 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の遂行上必要と認められる事項については、協議の上、実施すること。